企業倫理規定

(総則)

- 第1条 この規程は、セルコ株式会社並びにセルコ株式会社の役員及び社員(パート、アルバイト、派遣社員等も含む)に関する行動基準としての倫理を定めるものとする。
 - 2. この規程を基に、社員の業務執行に関するコンプライアンス管理規定 並びに社員行動基準を別に定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程の目的は、セルコ株式会社の企業倫理を確立し、当会社を取り巻くすべての利害関係者(ステークホルダー)並びに社会の信頼を得ることを目的とする。

(役員・役職者の責務)

第3条 役員および役職者は、この規程の精神を実現することが自らの役割で あることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底するとともに、社員 のお手本となるよう行動しなければならない。

(行動の原則)

第4条 当会社は、経営活動全般について、すべての法令等を誠実に遵守する とともに、社会的な良識をもって行動しなければならない。

(規程違反への対応)

- 第5条 当会社は、この倫理規程に違反する重大な事案が生じたときは、監査役がその職務上の性質に鑑み、監査役の指揮下のもと、全社を挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努めなければならない。
 - 2. 当会社は、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たすものとする。
 - 3.当会社は、社長並びに役員を含め関係社員を厳正に処分するものとする。

(顧客対応)

第6条 当会社は、会社を利用するすべての顧客に対し、誠意をもって明るく懇切かつ丁寧な態度で接しなければならない。

(サービスの提供)

第7条 当会社は、常に顧客の立場に立って行動し、顧客に喜ばれ、信頼される業務を提供しなければならない。

(トラブルへの対応)

第8条 当会社は、会社の業務に関して顧客並びに取引先各位との間でトラブルが生じたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(顧客・並びに取引先情報の管理)

第9条 当会社は、業務上知り得た顧客並びに取引先に関する情報が外部に漏 洩することのないよう厳重に管理しなければならない。

(公正な競争)

第10条 当会社は、営業活動において、同業他社と公正で自由な競争を行うものであるが、不正な手段を用いて営業活動を行なってはならない。

(政治、行政との関係)

- 第11条 当会社は、政治並びに行政との間において、健全かつ正常な関係を保 持するものとする。
 - 2. 当会社は、違法な政治献金・違法な利益供与、贈賄は行わないものと する。

(反社会的勢力との関係)

第12条 当会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しないものとする。

(企業情報の提供)

第13条 当会社は、顧客·取引先·株主·投資家等のステークホルダーに対し、 適宜適切に当会社の企業情報を提供するものとする。

(環境問題への取り組み)

第 14 条 当会社は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組むものとする。

(基本的人権の尊重)

第 15 条 当会社は社員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・

心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理 由による社員の処遇・待遇等の差別は一切行わないものとする。

(安全・衛生対策)

第16条 当会社は、社員の安全と健康を確保するために、当会社の建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じるものとする。

(社員のゆとりと豊かさの実現)

第17条 当会社は、労働条件の向上により、社員の経済的・精神的・時間的な ゆとりと豊かさの実現に定める。

(個性と能力を活かせる職場の形成)

第18条 当会社は、社員一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できる 職場作りに努めることとする。

附則

(施行日)

本規程は、2019年5月22日から施行する。